

三重縣桑名郡桑名町大字宮通一千三百七番
一千三百八番地



○三重直轄國道用地收用補償額に
關する訴訟

昭和六年度に於て内務大臣の起業に係る三重縣桑名郡西桑名町地内國道一號線道路改築に關し其の用地買収に付土地所有者と・補償金額の協定調はす依て收用審査會の裁決を請ふたところ内務省主張の通りに決定を見た右土地所有者は之に服せず更に民事訴訟を提起せり、然るに今回判決の結果は内務省の勝訴に歸し確定することとなつた、左に其の判決の全文を掲げ参考に供する（内務省名古屋土木出張所田中生）

判 決

原告

服 部 常 蔵

右訴訟代理人辯護士 伊藤嘉信

被告内務大臣 山本達雄

右代理人内務省名古屋土木出張所長

辰馬謙藏

右訴訟代理人辯護士 速水田美市

右当事者間ノ昭和六年七月第二二四號土地收用損失補償金請求事件ニ付當裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主 文

原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事 實

原告訴訟代理人ハ被告ハ原告ニ對シ金五千四百九十七圓及ヒ之ニ對スル昭和六年十一月十九日ヨリ完済ニ至ル迄ノ年五分ノ割合ニ依ル金圓ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔

トストノ判決ヲ求メ其ノ請求原因トシテ被告内務大臣ハ昭和六年六月十六日事業ノ認定ヲナシ其ノ起業タル國道一號線改築ノ爲メ原告所有ノ三重縣桑名郡西桑名町大字桑名苗代割四百五十五番ノ一宅地二百十九坪八合八匁ヲ收用セントシ原告ト協議ヲナシタルモ右協議調ハサリシ爲メ三重縣收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコト、ナリタルヲ以テ原告ハ右收用セラル、土地ノ損失金一萬九百九十四圓ノ補償ヲ申立てタル處右收用審査會ハ昭和六年十一月四日起業者タル被告ノ申立通り右原告ニ補償スヘキ損失金ヲ金五千四百九十七圓トシ收用時期ヲ昭和六年十一月十八日ト定ムル旨裁決シ翌五日原告ニ對シ該裁決書謄本ヲ送達セラレタリ然レトモ本件土地ノ西側一帶ハ所謂記念道路ニヨリ北勢鐵道線路ヲ横リ桑名町ヨリ西桑名町大字桑名ニ通スル道路ニ貫通連絡スル西桑名町道路ニ接シ其ノ北側ハ西桑名町北勢鐵道大山田驛前（此邊ヨリ省線桑名驛迄ノ距離約一丁）ヨリ桑名町ノ中心地點タル京橋ニ通スル前記記念道路ニ直接シ其ノ位置並ニ四園ノ狀態ヨリシテ頗ル利便ナル箇所ナルノミナ

ラス右土地ハ元訴外飯田新吉ノ所有ニ屬シ居リタルモノヲ昭和三年十二月三十日原告カ右土地並ニ同地上ニ在リタル建物ト共ニ代金合計金七千五百十五圓ニテ買受ケタル上其ノ後昭和六年二月中訴外佐藤貢道ニ對スル借受金一萬圓ノ債務ノ爲右土地建物ニ付抵當權ヲ設定シ其ノ登記ヲ經由シ同年三月三日右登記カ抹消セラレタルモ更ニ昭和五年五月十五日右土地ノミニ付同訴外人ニ對スル金八千九百圓ノ借り入金債務ノ爲メ抵當權ヲ設定シタルコトアリ之等ノ事情ヨリ觀ルトキハ本件土地ノ收用時期ニ於ケル價格ハ一坪ニ付金五十圓ノ割合トシテ合計金一萬九百九十四圓ヲ下ラサルモノナルコト明ニシテ一坪金二十五圓ノ割合ヲ以テ其損失補償額ヲ算定シタル前示審査會ノ裁決ハ著シク低廉ニシテ到底失當タルヲ免レス仍テ原告ハ被告ニ對シ右原告ノ蒙リタル損失金一萬九百九十四圓ヨリ先ニ審査會ノ裁決ニ依リ原告カ受領シタル補償金五千四百九十七圓ヲ控除シタル殘額金五千四百九十七圓及ヒ之ニ對スル收用セラレタル日ノ翌日ナル昭和六年十一月十九日ヨリ完済ニ至ル迄ノ年五

分ノ割合ニ依ル損害金ノ支拂ヲ求メ本訴ニ及ヒタリト陳述シ尙原告カ被告ヨリノ右地上ニ在リタル家屋ノ移轉料トシテ金一千百六十八圓三十二錢ノ支拂ヲ受ケタルコトハ之ヲ認ムルモ右金圓中ニハ原告ヨリ其賃借人ニ交付シタル金二十三圓餘ヲモ包含スルモノナリト述ヘ立證トシテ甲第一號證ノ一、二第二乃至第五號證ヲ提出シ證人小出一郎市川傳九郎伊藤正明木村辰五郎ノ各訊問並ニ鑑定ノ申出ヲ爲シ乙第一號證ハ不知ト謂ヒ乙第五、六號證ハ本件係争土地現場附近ノ寫眞ナルコトハ之ヲ認ムルモ其作成日ハ不知ト述ヘ爾餘ノ乙號各證ノ成立ヲ認メタリ」

被告訴訟代理人ハ主文表示ノ如キ判決ヲ求メ答辯トシテ原告主張ノ事實中昭和六年十一月十八日當時ニ於ケル本件係争土地ノ時價カ原告主張ノ如キ事情ニヨリ一坪金五十圓ナルヲ以テ本件補償額カ低廉ナリトノ事實訴外飯田新吉ヨリ原告カ本件土地及其地上ノ建物ヲ買受ケタル年月日並ニ其代金ヲ否認スルモ其餘ノ事實ヲ認ム而シテ原告カ右土地家屋ヲ買入レタルハ昭和四年一月十一日ニシテ其買受代金

ハ合計金三千七百四十八圓ナル處内本件土地ノ代金額ハ金二千五百圓ニ過キス元來本件土地ハ田地ナリシヲ昭和六年二月中埋立ヲ爲シ宅地ニ改メタルモノニシテ右埋立工事ハ頗ル不完全ナリシ爲メ他ノ番地ニ比シ地層著シク粗惡ナルノミナラス該地形ハ間口僅カ四間餘奥行四十六間餘ノ矩形ヲ呈シ北方(表通り)ハ町村道(通稱記念道路)ニ面シ南方(裏)ハ北勢電氣鐵道線路ニ隣接シ西方ハ幅二尺内外ノ耕作道ヲ隔テ、田圃ニ接續スルモノナレハ右土地中表ヨリ奥行十間内外先ノ部分ハ稍有利ナルモ其餘ノ南方ノ部分ハ爾ク利便ナル土地ニ非ス而カモ右記念道路ハ省線桑名驛前ヨリ桑名町ニ直通スル幹線電車通ノ南方ニ存スル裏路町村道ニシテ人車ノ往復頻繁ナラス附近人家亦渺々桑名町ノ西方ニ位スル僻地ナリトス從テ本件土地收用ニ付收用審査會カ一坪金二十五圓ト算定シタルハ寧ロ他ノ土地ノ買收價格ニ比較シテ多額ナリト謂フヘク毫モ低廉ナルモノニ非ス尙被告ハ本件地上ニ在リタル建物移轉料トシテ原告ニ對シ既ニ對一千百六十八圓三十二錢ヲ支拂ヒタルモノナリ右ノ如クナ

ルヲ以テ被告ハ原告ノ本訴請求ニ應シ難シト述へ立證トシ
テ乙第一乃至第九號證ヲ提出シ乙第一、二號證ハ内務省名
古屋土木出張所ニ於テ作成シ乙第五、六號證ハ昭和六年十
一月十二日作成シタルモノナリト附陳シ證人久世市藏村田
佐太郎水谷傳兵衛ノ各訊問ヲ求メ檢證ノ申出ヲ爲シ證人伊
藤正明ノ證言並ニ鑑定人岡崎茂樹山田清太郎加藤肇ノ各鑑
定ノ結果ヲ利益ニ採用シ甲第一號證ノ一中登記所作成部分
ノ成立ヲ認メ其餘ノ部分ヲ否認シ同號證ノ二中登記所作成
ノ部分ノ成立ヲ認メ爾餘ノ部分ハ不知ト謂ヒ同第二號證中
登記書作成ノ部分ノ成立ヲ認メ其他ノ部分ヲ否認シ同第三
及ヒ第四號證ノ各成立ヲ認メ同第五號證ヲ否認シタリ

理 由

本件土地收用ニ付原告主張ノ如ク三重縣收用審查會ニ於
テ裁決スルコト、ナリ原告ハ該土地ノ損失金一萬九百九十
四圓ノ補償ヲ申立テタル處右收用審查會ニ於テ昭和六年十
一月四日起業者タル被告申立通り右土地一坪ニ付金二十五
圓ノ割合ニヨリ算定シ補償額ヲ合計金五千四百九十七圓ト

シ收用時期ヲ昭和六年十一月十八日ト定ムル旨裁決シ翌五
日原告ニ對シ右裁決書謄本ノ送達セラレタル事實ハ當事者
間ニ爭ナキ所ナリ而シテ本件土地ノ昭和六年十一月十八日
當時ニ於ケル時價カ幾何ナリシヤカ本件ヲ斷スルニ最モ重
要ナル争點ナルヲ以テ其時價カ原告主張ノ如ク一坪ニ付金
五十圓ノ割合ナリシヤ將又被告抗辯ノ如ク一坪ニ付金二十
五圓ノ割合ナリシモノナリヤニ付審查スルニ其形式ニ依リ
内務省名古屋土木出張所ニ於テ真正ニ作成セラレタルモノ
ト認ムル乙第一號證及ヒ成立ニ争無キ乙第二號證ノ各記載
ト鑑定人岡崎茂樹ノ鑑定ノ結果鑑定人加藤肇ノ鑑定書中本
件土地ノ昭和六年十一月十八日當時ノ時價ハ一坪ニ付中值
金二十五圓賣値金三十圓買値金二十圓ナル旨ノ記載ニ證人
久世市藏村田佐太郎水谷傳兵衛ノ各證言ト檢證ノ結果トヲ
參照シ考覈スル時ハ本件土地ノ右收用時タル昭和六年十一
月十八日當時ノ時價ハ一坪ニ付金二十五圓ノ割合ナリト認
定スルヲ相當トスヘク鑑定人山田清太郎ノ鑑定結果及ヒ同
加藤肇ノ鑑定ヘ本件土地ノ當時ノ時價ハ一坪ニ付金三十圓

ト見ルヘキ旨ノ部分並證人小出一郎市川傳九郎ノ各證言中右認定ニ反スル中右認定ト抵觸スル部分ハ何レモ之ヲ信用セス然ルニ原告ハ本件土地ハ元訴外飯田新吉ノ所有ニ屬シ居リタルモノヲ昭和三年十二月三十日原告カ其地上ニ在リタル建物ト共ニ代金合計七千五百十五圓ニテ之ヲ買受ケタル上其後昭和六年二月中訴外佐藤貫道ニ對スル借受金一萬圓ノ債務ノ爲メ右土地建物ニ付抵當權ヲ設定シ其登記ヲ經由シ同年三月三日右登記ヲ抹消シタルモ更ニ昭和五年五月十五日右土地ノミニ付同訴外人ニ對スル金八千九百圓ノ債務ノ爲メ抵當權ヲ設定シタルコトアリテ此點ヨリ觀ルモ本件土地ノ當時ノ時價カ原告主張ノ如クナルコトヲ證シ得ヘシト謂フノ以テ案スルニ原告カ右飯田新吉ヨリ本件土地ヲ其地上ノ建物ト共ニ買受ケタルコトハ被告ノ認ムル所ナリト雖モ右土地建物ノ代金額カ合計金七千五百十五圓ナリトノ點ニ至リテハ被告ノ否認スル所ニシテ成立ニ爭無キ甲第四號證及ヒ乙第三號證ノ各記載ニ徵スレハ右賣買ニ於ケル本件土地代金額ハ金二千五百圓ナルコトヲ看取シ得ヘク甲第五號

證ノ記載内容及ヒ證人木村辰五郎ノ證言中右認定ニ反スル部分ハ何レモ之ヲ信用スルコトヲ得ス又甲第一號證ノ一、二第二號證第三號證ノ各記載ト證人木村辰五郎ノ證言トニ依レハ本件土地ニ付原告主張ノ如クニ亘リ訴外佐藤貫道ニ對スル債務ノ爲メ抵當權設定ノ登記ヲ爲シタル事實ヲ認メ得ヘシト雖モ當事者間ニ爭無キ原告カ本件地上ノ建物ノ移轉料トシテ既ニ被告ヨリ金一千百六十八圓三十二錢ノ交付ヲ受ケタル事實ト成立ニ爭無キ乙第七號證ノ記載トニ依リ認メ得ル右移轉料カ被告ヨリ原告ニ對シ昭和六年十一月中ニ支拂アリタル事實成立ニ爭無キ乙第八號證ノ記載ニ依リ認メ得ヘキカ如ク原告ノ妻マサエハ訴外佐藤貫道ノ長女ニシテ大正六年十一月二十六日其婚姻ヲ爲シタルモノナル事實トニ稽フルトキハ未タ前記抵當權設定ノ登記カ原告主張ノ如ク真實金圓ノ貸借並ニ抵當權ノ設定アリテ爲サレタルモノナリトノ心證ヲ惹起セシムルコトヲ得ス右木村證人ノ證言及ヒ甲第一號證ノ一、二第二、三、五號證ノ各記載内容中叙上認定ニ反シ右原告主張ニ符合スル部分ハ何レ

モ輒ク推信シ難ク其ノ他原告申出ノ證據ニ依リテハ到底本件土地ノ時價カ原告主張ノ如クナル事實ヲ證スルコト能ハサルモノトス上來說示ノ如クニシテ本件土地收用ニ付其時

價一坪金二十五圓トシテ算定シ補償額ヲ金五千四百九十七

圓ト定メタル三重縣收用審査會ノ裁決ハ相當ナルヲ以テ原告ノ本訴請求ハ其理由無シトシテ之ヲ棄却スヘク訴訟費用ノ負擔ニ付其民事訴訟法第八十九條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和七年十二月十五日

安濃津地方裁判所民事部

裁判長 判事 志賀 三示

判事 山田 義盛

判事 岡垣 久晃

次で大石委員より一九三〇年ワシントンで開催せられたる第六回道路會議に於ける議題第一の「セメントノ使用ニ依テ得タル結果」の標題で伊太利、獨逸、北米合衆國英國、フランス、外八ヶ國に依て提出されたる報告書の内容一般に付き詳細なる報告ありたり

二 決 議

第一回分科會に於て大體決定せる各委員の調査研究の分擔を主として左の如く決定し三月十日迄に取纏め次回の分科會に持寄ること

内務省東京土木出張所會議室に於て開催、委員、藤井君江守君大石君藤井(光藏)君田邊君遠藤君本間君出席、報告決議した事項は左の通り。

一 報 告

遠藤委員より既往に於ける本邦のコンクリート類鋪装道路の施工方法、構造、實績等議題審議資料の調査方を内務省各土木出張所、各府縣へ照會したる件に付き報告あり

總論、發達、配合、設計…………藤井(眞)委員

セメント及コンクリート…………〔藤井(光)委員 狩野委員

一路盤、骨材並混加劑、コンクリート…………

高田 委員 設計(特ニ坂路及曲線ノ箇所ニ於ケル)

接合の設計及工法…………〔江守(眞)委員 大石委員

セメントマカダム…………〔大石委員 本間雅治君

混合、型枠、鋪設養生並交通開始期間…………〔江守委員 大石委員

京都帝國大學ノ試驗鋪裝研究…………〔本間雅治君

既往ニ於ケル本邦ノコンクリート道路…………〔遠藤(永)委員 田邊委員

關スル調査…………

附記

以上

尙近日中に東京附近に於ける既設コンクリート鋪裝道路を視察すること

前回の決議に基いて二月十八日午後一時半より委員藤井(眞)君、大石君、遠藤君及都築幹事等は九號國道(自埼玉縣足立郡戸田村間)を視察し、其結果を鐵道協會に於て、討究し午後七時半散會せり。

○第四分科委員會

第四分科委員會第一小委員會の第一回委員會は二月一日

午後一時半より午後九時迄丸の内電氣俱樂部に開催、委員、

武井君佐藤君柄木君近藤君堀君熊野君伊藤大二君伊藤大三

君江口君小野寺君原君平山君志賀君及都築幹事出席、協議

決定した事項は左の通り

一 交通禁止地帶外六項に關する議案(第一讀會終了)

二 自動車スピード外二項に關する議案(第一讀會終了)

三 前照燈に關する議案(第一讀會終了)

四 次回は第二讀會に入ることとし、二月九日午後一時

半より開會の事

尙同日各委員に配付せる書類は次の如し。

(一) 前照燈に關する規定(増田、小野寺、原委員提出)

第二讀會議案(佐藤委員提出)(四)交通整理方法に關する第
二讀會議案(五)道路取締令(参考)(六)自動車取締令改正案
(参考)

(二) 照明要項

第四分科委員會第一小委員會の第二回委員會は二月九日
午後一時半より午後七時迄丸の内鐵道協會に開催、委員佐
藤君平山君近藤君伊藤大二君熊野君柄木君伊藤幹
事出席、協議決定した事項は左の通り

一 街路及道路照明に關する議案(第二讀會終了)

二 循環式交通整理外四項に關する議案(第一讀會終了)

三 交通整理に對する路面上施設に關する議案(第一讀
會終了)

尚、同日各委員に配付せる書類は次の如し。

四 次回は二月十七日午後一時より開會の事

尙、同日各委員に配付せる書類は次の如し。

(一) 街路及道路照明に關する第二讀會議案(伊藤大二委
員提出)(二) 循環式交通整理外四項に關する第一讀會議案
(熊野委員提出)(三) 交通整理に對する路面上施設に關する

第五 分科委員會第一小委員會の第三回委員會は二月十七
日午後一時より午後九時迄丸の内鐵道協會に於て開催、委
員、武井君佐藤君堀君近藤君熊野君平山君柄木君伊藤大二
君伊藤大三君松田君志賀君及都築幹事出席し、協議決定し
た事項は左の通り

一 交通整理に對する路面上施設に關する第三讀會議案
二 街路及道路照明に關する第三讀會議案
三 循環式交通整理外四項に關する第二讀會議案
四 交通整理方式に關する第二讀會議案
五 道路取締令及自動車取締令改正案抜萃整理(伊藤大
三委員原案作製のこと)
六 次回は二月二十八日正午より開會のこと

尙同日各委員に配付せる書類次の如し

(一) 交通整理に對する路面上施設に關する第三讀會議案

(佐藤委員提出)(二)街路及道路照明に關する第三讀會議案
(伊藤大二、熊野委員提出)(三)循環式交通整理外四項に關する第二讀會議案

第四分科委員會第一小委員會の第四回委員會は二月二十八日正午より午後五時迄丸の内鐵道協會に於て開催、委員、佐藤君熊野君伊藤大二君堀君近藤君平山君柄木君小野寺君原君江口君伊藤大三君井上君志賀君及都築幹事出席し、協議決定した事項は左の通り

一 第四部調査第一小委員總括案第一讀會(未了)

二 第六回は三月一日開催のこと

尙、同日各委員に配付せる書類は次の如し。

(一)第四部調査會第一小委員會總括案、(二)前同目次、

(三)運轉者免許制度議案、(四)道路取締令抜萃

第四分科委員會第二小委員會の第一回委員會は二月十六

日午後四時半より午後八時半迄丸の内鐵道協會に於て開催委員、佐藤君伊藤大三君志賀君井上君清水君松田君及都築幹事出席、協議決定した事項は左の通り

(一)提出議案第一讀會(終了)

(二)機關車に關する事項に關しては清水委員原案作製のこと

(三)次回は三月二日開催のこと

尙、同日各委員に配付した書類は次の如し

(一)鐵道の平面交叉部に於ける交通安全を確保する方法に關する法令及規則に關する第一讀會議案(井上、松田委員提出)

○第二分科、第三分科、第五分科の各委員會は前々號所載の分擔事項を調査研究中

唐澤土木局長の土木史談編纂事業

本會理事の内務省土木局長唐澤俊樹氏が、赴任後日ならずして發意されたのは土木史談編輯のことであつた、即ち往古我國に於て執行された土木技術の型式は必ずしも歐米の夫れに遅れてゐるものばかりではない、否な東洋文化が西洋文化に先んじてゐるものも尠くない、夫等を調査して

世に發表することは面白いことであつて、夫れを爲すこと

は吾々の任務である、又獨り名君宰相に限らず各種の人々が、土木事業を起興した其の動機やら手段は後世人の範

とすべきものが尠くない、是等を一括して土木史談を編輯したならば後世の爲となると言ふことであつた、併しながら此種事業はいつも暗へらるゝところであるが容易のことではない、躊躇せざるを得ないのであるが、唐澤局長の決意は動かすべくないので、土木事務官田中好君が之を引き受けて編輯し、夫れを専門家の鑑定に依頼して編輯することゝ爲つた。

目下資料蒐集中であるが、考古學上論難されてゐる點を解決せむとするやうな學問的な計畫ではない、唯た人々に膾炙されてゐることゝに對する史家の所見を蒐集すれば足るのであつて、強て四角張つた六ヶ敷ものを網羅する計畫ではない、こと専ら土木行政進展の爲に寄與せむとするところであるから、唐澤局長發意の趣旨に鑑みられ本事

業をして初期の目的を達せしめたいものである。

牧理事監修高等土木工學の完成

本會理事牧彦七博士が監修された高等土木工學全集は、去る二月の刊行を以て其の全部を終了し予定の事業を完成了、同全集は我國に於て始めて試みられたもので、而かも其の刊行時機は農村振興土木事業起工の最中であつたので各方面に非常に歓迎された。

正誤。 本誌第十五卷第一號武井群嗣氏執筆の『救農土木の第二年度』中五十九頁の十七行目「府縣道路改良費補助」は「府縣道改良費補助」の誤植に付き訂正す。

× ————— ×